

令和3年那審第13号

裁 決

旅客船A遊泳者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和3年3月24日13時25分

鹿児島県加計呂麻島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 旅客船A

総 ト ン 数 4.8トン

登 録 長 9.90メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

出 力 220キロワット

3 事実の経過

(1) A

Aは、船体中央やや前方に操船用フライングブリッジを備えた船室を、その後方両舷に海中から船内に上がるためのステップを、プロペラ翼3枚の船外機2機をそれぞれ備えたFRP製旅客船で、加計呂麻島西方沖合で、鯨を観察するホエールウォッチングや鯨と共に泳ぐホエールスイミングを目的として運航され、フライングブリッジでは、ホエールウォッチングやホエールスイミング時に操船を行っており、フライングブリッジ前面には、左舷側からGPSプロッター、舵輪、機関操縦用クラッチ及びガバナが設けられ、周囲は開放されて視界を遮るものはなかったものの、操船位置から、後部甲板や両舷舷側の海面付近を見るには、各舷側から覗き込む必要があった。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が単独で乗り組み、ツアー客9人、ツアーガイド2人及び知人1人を乗せ、ホエールスイミングの目的で、船首0.20メートル船尾0.45メートルの喫水をもって、令和3年3月24日09時00分鹿児島県古仁屋漁港を発し、加計呂麻島西方沖合に向かった。

これに先立ち、a受審人は、ツアーガイドを通じてツアー客に船長の合図で入水すること、入水後すぐに船体から離れること、遅れた場合は入水しないことなどの注意事項を指示していた。

a受審人は、加計呂麻島西方沖合に至り、鯨を探索しながら航行し、鯨を認めたのでツアー客を3回入水させたのち移動し、13時25分少し前鹿児島県大島郡瀬戸内町所在の標高90.43メートルの四等三角点湯原（以下「湯原三角点」という。）から196度

(真方位，以下同じ。) 530メートルの地点で船首を045度に向けて機関を中立運転として漂泊を開始し，ホエールスイミングのためツアー客5人及びツアーガイド1人を再び入水させた。

入水したツアー客の1人(以下「遊泳者」という。)は，すぐに船側から離れたものの，入水時にシュノーケルマスク(以下「マスク」という。)を海中に落としたため泳ぐことができず，左舷船側に戻り，左舷船尾付近に留まっていた。

a 受審人は，13時25分僅か前漂泊開始地点で，遊泳者が左舷船尾付近に留まっていたことから，機関を使用すると遊泳者が回転するプロペラに接触するおそれがあったが，4回目の入水で，遊泳者が指示どおりに船体から離れているものと思い，ツアーガイドを通じて遊泳者が船体から離れていることを確認するなど，遊泳者に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

a 受審人は，遊泳者が左舷船尾付近に留まっていることに気付かず，船体の姿勢を整えるため機関を微速力後進に掛けたところ，13時25分湯原三角点から196度530メートルの地点において，Aは，045度を向いたまま，回転する左舷機のプロペラが遊泳者に接触した。

当時，天候は晴れで風力4の南東風が吹き，潮候は上げ潮の末期であった。

その結果，遊泳者が左膝蓋部挫創を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件遊泳者負傷は，加計呂麻島西方沖合において，遊泳者の入水後に機関を操作する際，遊泳者に対する安全確保の措置が不十分で，回転する左舷機のプロペラが遊泳者に接触したことによって発生したものであ

る。

a 受審人は、加計呂麻島西方沖合において、遊泳者の入水後に機関を操作する場合、回転するプロペラが遊泳者に接触しないよう、ツアーガイドを通じて遊泳者が船体から離れていることを確認するなど、遊泳者に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同受審人は、4 回目の入水で、遊泳者が指示どおりに船体から離れているものと思い、遊泳者に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、遊泳者が左舷船尾付近に留まっていることに気付かず、機関を微速力後進に掛け、回転する左舷機のプロペラが遊泳者に接触する事態を招き、遊泳者を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 2 月 2 4 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 大 北 直 明